

第2回福島地方裁判所委員会議事概要

- 第1 開催日時
平成16年2月27日(金)午後3時から午後5時まで
(希望する委員は、同日午後1時30分から公判傍聴及び庁舎内見学をした。)
- 第2 開催場所
福島地方裁判所会議室(4階)
- 第3 出席者
(委員)
片岡正彦, 金平祖隆, 吉川三枝子, 高瀬雅男, 田口信太郎, 長崎 誠, 芳賀 裕,
村田長生(委員長), 山口哲子, 吉田 徹(五十音順, 敬称略)
(説明者)
大内事務局長, 大中民事首席書記官, 鳴海刑事首席書記官, 久保田事務局次長,
吉田福島簡裁庶務課長
(庶務)
中脇総務課長, 岸浪総務課課長補佐, 降矢総務課庶務係長
- 第4 議事等
- 1 開会(村田委員長)
 - 2 議題の選定
議題を「裁判手続を, 国民にとって, より分かりやすく, 利用しやすいものとするための方策」とすることを全委員が了承した。
 - 3 議事
 - 議題についての意見交換
 - ア 総務課長が, 裁判所の概況について説明
 - イ 民事首席書記官及び福島簡裁庶務課長が, 裁判手続について説明
 - ウ 質疑応答(●=委員長, ○=委員, ◎=説明者)
 - 裁判官等の繁閑について
 - 裁判官の繁閑が分かるように, 各庁ごとに裁判官, 簡裁判事, 特例判事補は何人おり, それぞれどのような事件を何件くらい担当しているか, 独立簡裁に裁判官は常駐しているのか, 裁判官のてん補の有無やてん補が必要な理由の説明をしてほしい。また, 令状処理は24時間やっていて, そのローテーションはどのようなかなど, 裁判官がいかに忙しいかを教えていただきたい。
職員にも兼務の人がいるようだが, 人数が足りなくてそうしているのではないか。
 - 裁判官が兼務だと, 家裁で調停が合意できたから裁判官に入ってもらおうと思っても, 裁判官が地裁で事件を処理していたりすると, 当事者を待たせることになる。
 - 裁判官がどれくらいの事件を担当しているかについては, 大庁のように1つの種類を担当しているならば分かると思うが, 福島地裁では訴訟だけではなく, 破産や執行, また, 地裁だけではなく簡裁や家裁の事件も担当しているため, そういう統計は出ていないし, 平均はこれくらいという比較するものもないので, 忙しさを量るのは難しい。
 - 裁判官がどのような事務を分担するかは, 裁判所全体の仕事のバランスから考えられている。
 - 調停委員の選任について
 - 私が受けたDVや女性問題の相談の中に, 裁判所の調停の席上で調停委員

から「あなたが我慢しなさい。」などと言われたという苦情がある。調停委員はどのように選任されているのか教えてほしい。

- ◎ 裁判所としてはそのときの事件の係属状況に応じた選任を考えており、例えば、特定調停が増えていけば銀行協会などへ、不動産関係の事件が増加していれば土地家屋調査士会などへ、医療関係なら医師会などへ推薦依頼をして推薦を受けた者を選任している。
- 任命自体は最高裁がすることになるが、福島地裁内部で各調停委員の選任について、よく検討した上で、最高裁に上申している。
- DVや女性問題は調停委員の研修会等の集まりでも、慎重に扱わなくてはならないと話している。昔は、名誉職のような方が調停委員となっていたかもしれないが、今はそのような者はいない。日ごろ調停委員として、言い回しなどで言葉が足りないことのないように気を付けており、無理矢理押し付けたりとはいうことはないと考えている。
- 男女の調停委員のペアだと、男性がイニシアティブを取ってしまい、先程のようなことになってしまうのではないかと。若い調停委員も必要ではないか。
- ジェンダーなどが問題になっており、そういうことに詳しい調停委員も必要なので、積極的に推薦してほしいと考えているが、職を持っている人にはなかなかやっていただけない。
- 調停委員の資質を裁判所が把握できるように、目安箱を置くなど、チェックシステムを作ってはどうか。また、調停委員は当事者に自己紹介をしているが、名札を付けてはどうか。
- ◎ 当事者から調停委員に対する苦情が来ることがある。電話によることが多いが、そのような場合は担当書記官からも状況を聞いた上で、裁判官とも相談して対処している。

平均審理期間について

- 地裁の民事訴訟事件と刑事公判事件の平均審理期間は長くなっているのか、それとも短くなっているのか。
- ◎ 平均審理期間は、民事が約9か月、刑事が約3か月であり、短くなっている。
- 刑事では90パーセント以上が3か月以内である。オウム事件などのように長くかかっているのがあるが、社会的な注目を受けることでそういうイメージになるのだと思う。
- 裁判官や職員の人数が足りないのであれば時間がかかると思うが、今の説明を聞いて、そんなに遅くはないと思った。

受付相談について

- 相談の窓口は、説明のあった集団相談の一つだけなのか。
- ◎ 多重債務に関する相談は一括して集団でやっているが、それ以外の交通事故や家賃増額などの相談は個別に行っている。
- 救済を求めたいとき、どこに行ったらいいのかが分からないので、その第一歩となる窓口を広げることがよいと感じた。
- 弁護士会や司法書士会、県などでも相談を受け付けているが、そういう相談窓口との連携が必要である。司法制度改革の議論においては、相談に行けばそこで振り分けてくれるような窓口を作る構想もある。
- 裁判所では、弁護士や司法書士の職域を侵すということで手続の相談しかしていないのではないかと推察しているが、裁判所の自己規制で相談者を弁護士へ回すと不親切との批判も出るのではないかと。

- 裁判所の行う相談は独立した職務とは位置付けられておらず、手続説明や案内の一部と考えられている。対立するもう一方の当事者の問題もあり、一方に有利な形での相談はできないためにこうならざるを得ない。
- 弁護士は相談料がかかり、裁判所は裁判を起こすのに時間やお金がかかる覚悟が必要との印象を持っていたが、本日、庁舎見学をして、簡裁の窓口で子供をおぶったお母さんが相談に来ている姿を見て、裁判所は今までの印象よりももう少し気軽に行ける所だという認識を持った。
- 執務室での相談は、やりにくいのではないかと。また、電話での対応の在り方についても、利用しやすくするための方策として考えるべきだと思う。
- 法務局の相談は外部に出かけることが多いため、裁判所と一緒に出張相談などはできないものかと思っていた。裁判所に相談の職務が明確な形では位置付けされていないということだが、そういうことは改善しないと、司法制度改革の中、時代遅れになるのではないかと。
- 窓口があって、振り分けをしてもらっただけでも当事者にとってはよいと思う。それで十分ではないか。あまり突っ込んで一方当事者にだけ有利な情報を話すのは裁判所の姿勢にも関わり、問題である。
- 首都圏においては、夜間の相談が予定されている庁もあると聞いている。多重債務の相談を受けたい人は、日中の仕事もなかなか休めないで、夜間での相談を希望していると思われる。月のうち1日でも夜間の相談があれば、利用しやすくなると思う。
- 検察庁では被害者支援の相談を受けているが、本来の趣旨と異なる相談が多く、消費生活センターや弁護士などに交通整理的な振り分けをすることが多い。不親切と思われぬような対応が必要である。
- 裁判は時間やお金がかかるというイメージであったが、特定調停の申立てにかかる費用は900円程度ということなので、その程度ならば、何か問題が起きたら裁判所へ行けるかなと思う。これくらいの費用がかかるという数字が分かれば裁判所へのアクセスもしやすくなると思う。

ホームページについて

- わざわざ裁判所に来なくても、費用がある程度分かるように、ホームページなどで広報はしているのか。
- 最高裁のホームページでは、手続の説明、費用や申立書のサンプルなども掲載している。
- ホームページは、最高裁のものを開いてから福島地裁を見る方式のようであるが、福島地裁のホームページからのリンクで最高裁を見るようにできないか。

その他

- 現在の調停室や法廷の数で十分対応できているのか、やりくりが大変なのか、施設の面でどうなのかを教えていただきたい。
- ◎ 事件が混むときには調停室なども不足し、別の部屋を探すこともある。
- 3月に開催される裁判官会議は傍聴できないか。
- 委員の中には民間の人が少ないので、マスコミの代表など、あと2人増やすことを裁判官会議にかけていただけないか。
- 委員の推薦母体である弁護士会において作成した資料をこの場で各委員に配布することは構わないか。
- 各委員はそれぞれの推薦母体の代表としてではなく、個人の立場で出席していただいているので、推薦母体の資料の配布はいかがなものかと思う。

- 次回の予定について
 - ア 次回の議題は、再度アンケート形式で各委員から出していただき、それらを調整して整理しながら、設定することとした。
 - イ 次回開催期日を平成16年6月30日(水)午後1時30分からとすることです承された。

第5 閉会